

協議事項（3）

給食費の未納分に係る事務処理について

現況及び課題

学校給食法第11条2項の規定により、本市においては食材料費のみを保護者負担として徴収しており、年間で約1億5千万円程度となっています。

現在、給食費は学校において徴収の上、取りまとめて納付いただいておりますが、諸事情によって納付できない保護者も一定数存在します。

単位：円

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
金額	17,792	214,330	100,404	1,000	116,270	143,804	58,472

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
87,618	45,840	82,360	119,000	62,100	160,760	398,010	351,220

令和3年12月現在 未納額 1,958,980円

学校では、過年度分や卒業生・転出者に対する徴収は事実上困難なため、過年度未納分については児童手当からの振替（受給者のみ）をお願いしています。

その他の保護者に対しては、平成25年度以降において督促・催告等の処理を行っていません。

また、民法第173条3号において未納に関する請求権は2年で時効消滅すると解されていることから、現在未納分として計上している金額（上表のとおり）について早急に対応を行う必要があります。

今後における取組み

令和3年度中に不納欠損処分に係る仕組みを構築するとともに、必要な督促処理を実施します。

その後、令和4年度には不納欠損処理を実施して債権を整理し、残った債権の保全を図ります。